

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年5月17日

京都市長 門川 大作

京都市規則第5号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第28条第2項に次のただし書を加える。

ただし、一の敷地内に同一の用途に供する複数の建築物がある場合において、当該建築物に関する報告をする際に、次回以降の報告の時期について、同表に掲げる報告の時期と異なる報告の時期（当該報告の周期が6月以上3年以内となるものに限る。）を定め、当該報告の時期に係る計画書を提出し、かつ、市長が適当と認めるときは、当該計画書に定める時期とする。

第29条第1項第2号中「前条第1項に規定する市長が指定する建築物」を「別表第7の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計を超えるもの」に改め、同条第2項第2号ア及びイ以外の部分並びに同号ア中「9月末日」を「11月末日」に改め、同号イ中「10月1日」を「12月1日」に、「9月末日」を「11月末日」に改め、同条第3項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第28条関係）

| 用途                                       | 床面積の合計    | 報告の時期                |
|--|-----------|----------------------|
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外に客席を有するものを除く。)、公会堂又は集会場 | 500平方メートル | 平成26年から3年目ごとの年の11月末日 |
| 病院又は診療所(患者を入院させるための施設があるものに限る。)          | 500平方メートル | 平成27年から3年目ごとの年の11月末日 |
| ホテル又は旅館                                  | 500平方メートル | 平成25年から3年目ごとの年の11月末日 |
| 下宿、共同住宅又は寄宿舎(昭和56年5                      | 1,000平方   | 平成26年から3年目           |

|  |             |                          |
|--|-------------|--------------------------|
| 月31日以前に工事に着手したものに限る。)                                      | メートル        | ごとの年の11月末日               |
| 令第19条第1項に規定する児童福祉施設等                                       | 500平方メートル   | 平成26年から3年目<br>ごとの年の11月末日 |
| 学校, 体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場 | 1,000平方メートル | 平成25年から3年目<br>ごとの年の11月末日 |
| 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗(卸売業を営む店舗を除く。)<br>又は展示場            | 500平方メートル   | 平成26年から3年目<br>ごとの年の11月末日 |
| キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場, 待合, 料理店又は飲食店   | 500平方メートル   | 平成25年から3年目<br>ごとの年の11月末日 |
| 自動車車庫, 自動車修理工場, 映画スタジオ又はテレビスタジオ                            | 1,000平方メートル | 平成27年から3年目<br>ごとの年の11月末日 |
| 事務所その他これに類する用途(当該用途に供する建築物の階数が5以上である場合に限る。)                | 1,000平方メートル | 平成27年から3年目<br>ごとの年の11月末日 |
| 前各項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの                                   | 1,500平方メートル | 平成27年から3年目<br>ごとの年の11月末日 |

別表第7配置図の項第4号及び第5号を削り、同表を別表第8とする。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7 (第29条関係)

| 用 途                                      | 床 面 積 の 合 計 |
|--|-------------|
| 別表第5に掲げる用途のうちホテル, 旅館, 下宿, 共同住宅及び寄宿舎以外のもの | 1,500平方メートル |
| ホテル又は旅館                                  | 1,000平方メートル |
| 前2項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの                 | 1,500平方メートル |

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)